

公益財団法人市原国際奨学財団助成金給与規程

第1章 総 則

(被助成者の資格)

第1条 助成金交付の対象となる者は、大学の教授、准教授、講師、助教で研究、人物ともに優秀で、かつ、健康であるものでなければならない。

(助成金の給与期間及び額)

第2条 助成金を給与する期間は、1年間とする。

前項の期間中に給与する助成金の額は、原則として研究1件に対して500,000円以内とする。

第2章 助成金の交付

(助成金申請書の提出)

第3条 助成金を希望する者は、助成金申請書に所属する大学の学長の推薦書を添えて理事長に提出するものとする。

(助成金の決定)

第4条 助成金の決定は、選考委員会の選考を経て理事長が決定し、その結果を所属する大学の学長を経て本人に通知する。

(助成金の交付)

第5条 助成金は、6ヶ月毎一定日に半年分を直接本人に送金して行う。

第6条 助成金の交付を受けた者は、その都度、直ちに助成金受領書を理事長に提出しなければならない

第7条 助成金の交付を受けた者は、その期間終了後直ちに助成金の対象となった研究に関する報告書を理事長に提出しなければならない。

(異動届出)

第8条 助成金の交付を受けている者は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、直ちに理事長に届け出なければならない。

- (1) 休職、又は退職したとき。
- (2) 停職その他の処分を受けたとき。
- (3) 助成金の対象となる研究を中止したとき。

(助成金の休止)

第9条 理事長は、助成金の交付を受けている者が次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、理事長が定める期間に限り、助成金の交付を休止する。

- (1) 休職したとき
- (2) 病気等により長期にわたって研究が続けられないと認められたとき。
- (3) 助成金の対象となる研究を中止したとき。
- (4) 助成金を必要としない理由が生じたと認められるとき。
- (5) 前各号のほか、助成金を交付するに適當でない事実があったと認められるとき。

(助成金の復活)

第10条 理事長は、前提の規定により助成金の交付を休止された者がその事由が止んで理事長に願い出たときは、理事長が定める分から助成金の交付を復活することができる。

第3章 補 則

(実施細目)

第11条 この規程の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、愛知県教育委員会の設立許可の日から施行する。